

飯盛霊園指定管理業務等仕様書

令和8年5月

飯盛霊園組合

目次

1. 趣旨	1
2. 指定管理者に管理を行わせる霊園の概要	1
3. 霊園の目指す方向性	3
4. 用語の定義	4
5. 管理運営の基本的な考え方	6
6. 開園時間	7
7. 指定管理者の指定期間	7
8. 法令等の遵守	8
9. 指定管理業務等の内容	10
10. 事業計画及び事業報告	23
11. 経理	23
12. 利用料金制度	24
13. 指定管理料	25
14. 公租公課	27
15. リスク分担	28
16. 指定の取り消し	30
17. 協定の締結	30
18. その他留意事項	31
(別紙1)「飯盛霊園組合広告掲載要綱」	32
(別紙2)「飯盛霊園組合ウェブサイト広告掲載取扱要領」	34

飯盛霊園指定管理業務等仕様書（案）

令和9年4月1日からの飯盛霊園（以下「霊園」という。）の管理運営について、指定管理者が行う業務（以下「本業務」という。）の内容及びその範囲等は本仕様書による。

1. 趣旨

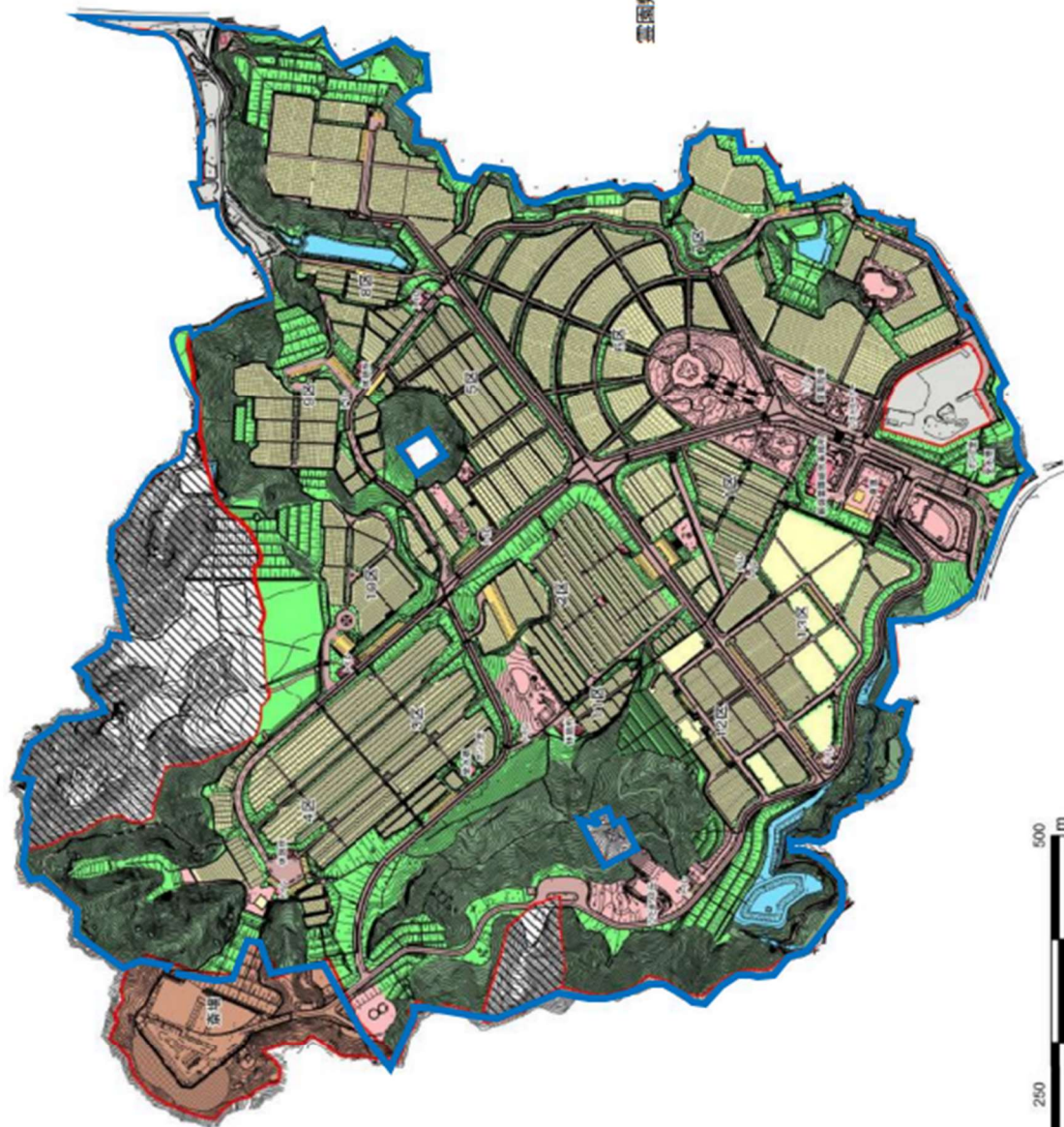
本仕様書は、霊園の管理運営について、指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定めることを目的とする。

2. 指定管理者に管理を行わせる霊園の概要

施設名称	飯盛霊園
所在地	大阪府四條畷市下田原 448 番地
開設	昭和 43 年
施設規模	総敷地面積：62.5 h a
施設概要	組合事務所：1 か所 R C 造 2 階建て建床面積 660.87 m ² 便益施設・管理事務所：1 か所 鉄骨造 2 階建て建床面積 192.04 m ² 倉庫：3 か所 公衆便所：11 か所（組合事務所、便益施設を除く） 給水施設：揚水ポンプ 1 か所、受水槽 3 か所、浄化槽 13 か所 開園時間：通年開放 組合事務所受付時間：午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分 休園日：年中無休 正面ゲート開門時間 【通常】7:00～19:00 【彼岸（春分・秋分の日と前後の 3 日間）】6:00～19:00 【お盆（8 月 11 日～16 日）】5:30～20:00 ・墓所数：22,230 区画 ・合葬墓：1 か所 関連施設： ・飯盛霊園斎場：1 か所、2,566.71 m ²

飯盛靈園土地利用区分図

S=1/4,000



令和5年3月31日作成

3. 霊園の目指す方向性

飯盛霊園組合（以下「組合」という。）では、令和7年3月に「飯盛霊園組合公園整備計画」を策定し、「開かれた都市公園」機能の拡充を基本に、①単なる霊園の利用を超えて、現在の広場や園路、未利用地を一体的に活用した樹木の緑や花々の色彩あふれる「庭園」として整備をすること、②霊園の広大な未利用地等は、周辺地域を巻き込んだ地域産業のハブとなる農産物の実験場として「農園」の要素を追加し、地域の新たな農産業の拠点を目指すことを基本コンセプトに掲げている。これにより、従来の墓園利用者以外にも、幅広い市民や近隣住民の憩いの場となり、来訪を促すような霊園となることで、今後の維持、整備の持続可能性を高めることを目指している。

4. 用語の定義

本仕様書における用語の定義は以下によるものとする。

- (1) 指定期間 指定管理者に霊園の管理を行わせる期間として組合が定めたものをいう。
- (2) 関係法令等 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）、大阪府受動喫煙防止条例（平成 31 年大阪府条例第 4 号）、大阪府子どもの受動喫煙防止条例（平成 30 年大阪府条例第 101 号）、四條畷市受動喫煙防止条例（平成 30 年 12 月 13 日条例第 21 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）、飯盛霊園条例（令和 8 年 3 月 26 日条例第 1 号）、飯盛霊園組合公園管理規則（令和 8 年 3 月 31 日規則第 3 号）、飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（令和 6 年 7 月 30 日条例第 4 号）、飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（令和 6 年 7 月 30 日規則第 7 号）、飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例（令和 5 年 3 月 28 日条例第 3 号）、飯盛霊園組合個人情報保護法施行細則（令和 5 年 3 月 28 日規則第 1 号）、飯盛霊園組合暴力団等排除措置要綱、四條畷市地域防災計画（令和 4 年度改定）、その他の乙が行う飯盛霊園の指定管理業務等に関係する法令、その他の条例及び条例に基づく規則その他の規程をいう。
- (3) 募集関係図書 組合が霊園の指定管理者の公募に際して公表し、又は配布した募集要項その他の書類（基本協定書の案を除く。）の一切をいう。
- (4) 指定管理業務 募集関係図書のうち飯盛霊園指定管理業務等仕様書に記載の業務（自主事業及び附帯事業を除く。）をいう。
- (5) 自主事業 指定管理者が霊園を利用して、自らの企画による事業を実施し、又は第三者にこれを行わせて、当該事業に係る利用者等又は当該第三者から利用料金その他の料金を徴収し、自己の収入とする場合の当該事業をいう。
- (6) 附帯事業 指定管理者が霊園内における便益施設を利用して、飲食、物販等の便益サービスの提供業務及び供花販売業務を実施し、又は第三者にこれを行わせて、利用者等

又は当該第三者から料金を徴収し、自己の収入とする場合の当該事業をいう。

- (7) 保有文書 指定管理者が霊園の管理に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、指定管理者が組織的に用いるものとして指定管理者が保有しているもの（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）をいう。
- (8) 指定管理料 指定管理業務（自主事業及び附帯事業を除く。）の遂行の対価をいう。
- (9) 不可抗力 組合及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、第三者による不法行為その他自然的又は人為的な現象で通常の見込みを超えるもの及びこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状態をいう。
- (10) 法令の変更 法令（条例及び条例に基づく規則を含む。）の制定及び改廃をいう。

5. 管理運営の基本的な考え方

指定管理者は、次の事項を基本として、指定管理業務を行うこととする。

- (1) 霊園の設置目的を十分尊重し、利用者の宗教的感情に配慮し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく適切に管理運営を行うこと。
- (2) 関係法令等を遵守し、かつその趣旨を十分に理解した上で管理運営を行うこと。
- (3) 公の施設であることを常に念頭において、公平平等な管理運営を行い、特定団体や個人等に有利あるいは不利になる運営はしないこと。
- (4) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (5) 管理運営に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (6) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (7) 施設の効用を最大限活かし、効果的かつ効率的に管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう霊園を適正に維持管理すること。
- (10) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- (11) 飯盛霊園公園整備計画に整合した事業を推進すること。
- (12) 霊園の利用促進に努めること。
- (13) 本業務を推進するにあたり組合との連携、調整を密に行うとともに、必要な報告、連絡、相談等を迅速かつ丁寧に行うこと。
- (14) この仕様書に規定するもののほか、指定管理業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については、誠実に組合と協議し決定すること。

6. 開園時間

壺園の開園時間は次のとおりである。ただし、組合において必要があると認めた場合、開園時間を変更することがある。

- (1) 開園時間：通年開放
- (2) 組合事務所受付時間：午前9時00分～午後5時30分
- (3) 休園日：年中無休
- (4) 正面ゲート開門時間
 - 【通常】7:00～19:00
 - 【彼岸（春分・秋分の日と前後の3日間）】6:00～19:00
 - 【お盆（8月11日～16日）】5:30～20:00

7. 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

8. 法令等の遵守

霊園の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守すること。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）
- (3) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- (4) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (5) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (6) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
- (7) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
- (9) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (10) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- (12) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (13) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (14) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- (15) 大阪府受動喫煙防止条例（平成 31 年大阪府条例第 4 号）、大阪府子どもの受動喫煙防止条例（平成 30 年大阪府条例第 101 号）及び四條畷市受動喫煙防止条例（平成 30 年 12 月 13 日条例第 21 号）
- (16) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- (17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (18) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- (19) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (20) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- (21) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (22) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
- (23) 飯盛霊園条例（令和 8 年 3 月 26 日条例第 1 号）
- (24) 飯盛霊園組合公園管理規則（令和 8 年 3 月 31 日規則第 3 号）
- (25) 飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（令和 6 年 7 月 30 日条例第 4 号）及び飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（令和 6 年 7 月 30 日規則第 7 号）
- (26) 飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例（令和 5 年 3 月 28 日条例第 3 号）及び飯盛霊園組合個人情報保護法施行細則（令和 5 年 3 月 28 日規則第 1 号）

- (27) 飯盛霊園組合暴力団等排除措置要綱
- (28) 四條畷市地域防災計画（令和4年度改定）
- (29) その他業務の遂行上、関連する法令、条例、規則等がある場合はそれらを遵守するとともに、指定期間中に関連する法令、条例、規則等に改正があった場合は改正された内容を遵守すること。

9. 指定管理業務等の内容

(1) 全般事項

① 庶務業務

従業員の勤怠管理、各種契約、物品購入、支払等の一般庶務、組合との調整、組合が求める報告資料の作成等、管理運営に必要な庶務全般について適正に行うこと。

② 従業員の配置

指定管理者は指定管理業務を実施するために必要な人員を、直接雇用する方法又は第三者からの派遣若しくは出向等による方法により適法に確保、配置すること。

ア 管理責任者の選任及び配置

指定管理業務に従事する従業員の中から管理責任者を選任及び配置し、速やかに組合に届け出ること。選任した管理責任者を変更したときも同様とする。

なお、管理責任者は専任とし、指定管理者としての業務内容を十分に理解し、及び指定管理業務の円滑な遂行に努めること。

イ 職務代理者の選任及び配置

管理責任者が不在（出張又は法定休日等）の際に、管理運営に支障をきたさないよう、管理責任者の職務を代理する者として、管理責任者の職務代理者を選任及び配置し、速やかに組合に届け出ること。選任した職務代理者を変更したときも同様とする。なお、職務代理者は専任とすること。

ウ 資格保有者の配置

指定管理者は自らの従業員のうちから、霊園の管理運営に必要な資格を有する者をあらかじめ指名し、配置すること。

エ 管理体制の構築

利用者の利便の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう指定管理業務に関し体系的な組織体制を構築すること。

オ 労働関係法令等の遵守

配置する人員の勤務形態は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、その他の労働関係法等に従って、霊園において就労する労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進するほか、作業行動の安全を図って、労働災害の発生を防止すること。

カ 障害者雇用の促進

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 5 条に規定する事業者の責務をより一層果たすため、指定管理業務に従事する従業員の確保にあたっては、同法に規定する障害者の採用に努めること。

キ 研修の実施

運営の組織体制を維持するとともに、従業員の育成及び運営に必要な研修（接客研修、人権研修、専門技術研修を含む）を実施すること。

ク その他

業務の開始時に、次の事項を組合に届け出ること。届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに組合に届け出るものとする。また、従業員等の勤務状況については、出勤簿等により常に明らかにすること。

- a 従業員等の職、氏名、有する資格、管理責任者及び職務代理者は主な経歴
- b 勤務体制

なお、夜間等においては、緊急時対応のための体制を整備することとし、必要に応じて、従業員が現場・現地に対応できる体制を整備すること。

③ 業務マニュアルの整備

本業務に従事する従業員が適切に指定管理業務に関する職務を実施することができるよう、本業務に関するマニュアルを作成し、組合に届け出ること。また、マニュアルの内容を変更した場合についても、同様とする。

④ 記録及び定期報告

本業務に関する各種記録及び事業報告をはじめ、施設・設備に関する点検記録表等を作成し、組合へ報告すること。詳細は、10. 事業計画及び事業報告を参照すること。

⑤ 緊急事態等対応

災害、事故等の緊急事態の発生を想定したマニュアル及び防犯、防災対策についてのマニュアルを作成し、従業員等に周知徹底すること。災害等が発生した際には、霊園が広域避難場所としての役割を果たす上で必要な一切の行為に協力するとともに、現場において迅速かつ適切な対応を行い、速やかに組合に報告し、その指示に従うこと。

また、平時においては、当該役割を担うための防災機能の維持、その他の準備に協力すること。

⑥ 消防法上の措置

霊園内の火気管理を徹底するとともに、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すこと。

⑦ 広報業務

ア 便益施設の広報

霊園内における便益施設の利用促進のため、閲覧者にとって見やすく分かりやすいホームページ及びSNS（LINE、Facebook、Instagram等）を必ず作成し、施設の概要やイベント開催等の情報を掲載するなど効果的な広報活動を行うこと。

なお、作成したホームページ及びSNSについては、組合ホームページからのリンクを行う。また、組合が作成するパンフレット等の配架、配布等も行うこと。

イ 広報媒体に掲載する広告等

各種広報媒体について、バナー広告等の掲載を認める。また、バナー広告等の掲載料は自主事業として広告掲載主から徴収することができるものとする。

ただし、バナー広告等の掲載にあたっては、(別紙1)「飯盛霊園組合広告掲載要綱」及び(別紙2)「飯盛霊園組合ウェブサイト広告掲載取扱要領」に準じて実施するものとし、各広告の内容等については掲載前に組合と協議すること。

⑧ モニタリングの実施

本業務が募集関係図書、事業計画書及び協定書に適合して実施されているかどうかを確認するため、指定管理業務の実施状況について次に掲げるモニタリングを実施すること。

ア 10.(2) 事業報告に掲げる指定管理業務の実施状況に関して日報として記録すること。

イ 9.(1) ⑨に掲げる利用者へのアンケート調査を実施すること

ウ 指定管理業務の実施状況に関する自己評価を実施すること

なお、ウの自己評価の実施にあたっては、次に掲げる事項について自己評価の結果を10.(2) 事業報告に掲げる、月次事業報告書及び年次事業報告書に記載すること。

- a 指定管理業務の実施内容が募集関係図書等の記載内容及び事業計画書の記載内容並びに基本協定に適合しているかどうか
- b 自主事業の実施内容が募集関係図書等の記載内容及び事業計画書の記載内容並びに基本協定に適合しているかどうか
- c 附帯事業の実施内容が募集関係図書等の記載内容及び事業計画書の記載内容並びに基本協定に適合しているかどうか

d a から c に掲げる事項のほか、指定管理業務の実施状況が募集関係図書等の記載内容及び事業計画書の記載内容並びに基本協定に適合しているかどうか

⑨ 利用者アンケート調査の実施

利用者の意見、要望等を把握し、本業務に反映させるため、事業計画書に記載した実施計画で定めるところにより、霊園の利用者を対象として指定管理業務の実施状況についてのアンケート調査を毎年2回実施すること。

また、アンケート調査の結果を集計して、集計したアンケート調査の結果及び当該結果についての指定管理者の分析、評価等を記載したアンケート調査結果報告書を年次事業報告書に添付して、組合に提出すること。

⑩ 保険加入

指定管理者は、指定管理業務におけるリスク分担に備えて、自己の費用及び責任において指定管理業務に係る以下に示す損害保険契約を締結するものとし、指定期間中、当該保険契約を維持すること。また、保険に加入した際には、指定期間の初日までに、組合に対し、損害保険契約の保険証券その他その内容を証する書面の原本を提示した上で、その写しを提出すること。損害保険契約を更新し、又は変更した場合も、同様とする。

保険の名称	加入義務	
施設賠償責任保険 設置瑕疵・管理瑕疵	必須	被保険者は「組合并びに契約者」とし、対象は「附帯事業、自主事業を含む霊園管理業務」とすること。 [補償額] ①身体賠償 1名につき5,000万円 1事故につき5億円 ②財物賠償 1事故につき1,000万円 ③個人情報漏えいによる損害賠償 保険期間中2億円 ④個人情報漏えいによる対応費用 1事故 1,000万円、年間3,000万円 ⑤自己負担額（免責金額） 1事故につき なし
車両保険	必須	災害時、緊急時の際等で、管理者以外の者が運転又は同乗しているときの事故に対しても、対物・対人に対する補償が可能な保険に加入してください。
火災保険	任意	任意に加入することは妨げません。
盗難保険・その他	任意	任意に加入することは妨げません。

⑪ 機械器具、備品、消耗品等の貸与及び購入

本業務に必要な機械器具、備品及び消耗品等については指定管理者が自らの費用で準備すること。

また、指定管理者が指定管理料により購入した機械器具、備品は組合に帰属するものとし、物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について組合に報告すること。

⑫ 苦情・要望対応

利用者からの要望・苦情に対しては、必要に応じて組合と協議を行い、適切に対応すること。また、対応した内容については、速やかに組合に報告するとともに、管理運営に反映させること。なお、指定管理業務以外に関する苦情・要望については、適切に関係部署に連絡又は引継を行うこと。

⑬ 近隣への配慮等

指定管理業務、自主事業及び附帯事業を実施するために合理的に要求される範囲内で周辺の生活環境に配慮すること。

⑭ 関係機関協議及び地域連携等

指定管理者は、指定管理業務、自主事業及び附帯事業の実施にあたっては、関係機関との連絡調整及び協議を緊密に行うとともに、組合との情報交換、業務の調整等を図る定期会議を月1回開催すること。また、周辺地域との連携を図るとともに、利用者団体や地域と良好な関係を維持すること。

⑮ 組合主催事業への協力

組合が主催するイベント等について、開催時に連携・協力すること。

⑯ 業務の引き継ぎ

指定管理者は、指定期間が満了したとき以後に、霊園の管理運営が引き続き円滑に実施されるよう、組合の指示に従い、組合又は管理運営承継者に対しての引継ぎを自らの費用及び責任において行うこと。

また、指定期間が満了したときは、速やかに、管理運営承継者に引き継ぐことが相当であると認められる文書であって、指定管理者が作成した文書管理規程に定める保存期間が満了していない保有文書及び保存期間が満了した保有文書で廃棄をしていないものを、組合又は管理運営承継者に引き継ぐこと。なお、指定期間が満了したとき以後であっても、組合の求めがあったときは、当該引継ぎが完了するまでの間、自らの費用及び責任において霊園の必要最小限度の維持保全を行うものとする。

⑰ 秘密の保持

指定管理者及び本業務に従事する従業員またはこれらの者であった者は、当該業務の実施によって知り得た秘密について、外部へ漏洩や他の目的に使用してはならない。指定管理期間が満了したとき又は指定を取り消された後においても同様とする。

また、指定管理業務に従事する従業員又はこれらの者であった者が、指定管理業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じること。なお、本業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託する場合は、当該第三者に対しても秘密の保持に関する措置を義務づけること。

⑱ 個人情報保護及び情報公開

本業務に関して保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例（令和 5 年 3 月 28 日条例第 3 号）及び関係規程に準拠し、本業務の遂行に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務に適用のあるガイドライン等を遵守すること。

また、個人情報保護の体制をとり、職員に周知徹底を図るとともに、本業務にあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が保有する情報の公開については、飯盛霊園組合情報公開条例（平成 28 年 7 月 26 日条例第 4 号）及び飯盛霊園組合情報公開条例施行規則（平成 28 年 7 月 26 日規則第 4 号）の例により、自ら情報の公開に関する規程を作成して、適正な情報公開に努めること。

⑲ 文書の整理、管理、保存等

本業務にあたって取得又は作成した文書等の関係書類は、適切に整理及び管理すること。

また、本業務に関して保有する文書を適正に管理するため、保有文書に関する文書管理規程（保有文書の分類、作成、保存、廃棄及び引継ぎに関する基準その他の保有文書の管理に関して必要な事項を定める規程をいう。以下同じ。）を作成して、組合の確認を受けること。この場合において、本業務の経理に関する保有文書については、事業年度終了後 5 年を下回らない期間保存すること。

⑳ 許認可の取得等

本業務、附帯事業及び自主事業を実施するために必要な許認可等については、関係法令等の定めるところに従い、自己の費用及び責任において所定の手続きを行い、取得及び維持すること。なお、必要な届出についても同様とする。

⑳ 原状回復義務及び善管注意義務

ア 指定期間中

指定管理者は、善良な管理者の注意をもって、指定管理業務を実施すること。また、指定管理業務の実施にあたって、自己の責めに帰すべき事由により公園施設並びに附帯設備を損壊又は破損したときは、組合が指定する日までに、原状回復するか損害の相当額を賠償すること。

ただし、やむを得ない場合は、組合の承認により原状回復や撤去等を不要とする。

なお、正当な理由がなく霊園を原状に回復しない場合は、組合は、指定管理者に代わって霊園を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。

この場合において、指定管理者は、組合の当該措置について異議を申し出ることができないとともに、当該措置に要した費用を負担すること。

また、組合及び指定管理者以外の者が原因者であり、原因者を特定出来る場合は、指定管理者が、原因者に原状復旧を求めることとする。原因者が判明しない場合や、判明したとしても費用負担を求めることが困難な場合は、組合と協議し、双方合意の上で対応することとする。

イ 指定期間満了時

指定管理の期間が満了したとき（指定が取り消されたときを含む。）は、指定管理者はその費用及び責任において霊園を原状に回復した上で組合又は組合の指定する者に引き渡すこと。ただし、組合の承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りでない。

なお、正当な理由がなく霊園を原状に回復しない場合は、組合は、指定管理者に代わって霊園を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、指定管理者は、組合の当該措置について異議を申し出ることができないとともに、当該措置に要した費用を負担すること。

㉑ 調査及び指示

指定管理者は、組合から指定管理業務及び経理状況に関する調査、又は法人等の経営状況を含めて指定管理業務の継続性に関する調査等について報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

また、組合は、指定管理業務の処理に関し必要があると認めるときは、帳簿、書類その他の記録を検査し、霊園の管理について実地に調査することができるものとする。

なお、調査の結果に基づき、組合が本業務の実施状況について適切でない認め、改善を指示した場合は、これに従うこと。

(2) 指定管理業務

① 霊園及び便益施設の管理に関する業務

霊園及び便益施設について、その機能及び環境を良好な状態で維持し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適切な維持管理を行うこと。

業務の実施に当たっては、施設の特性や利用状況を踏まえ、日常的な点検、清掃、修繕及び植栽管理等を計画的かつ効率的に実施するとともに、景観及び環境の保全に配慮しながら、適切な管理運営に努めること。

また、利用者の安全確保の観点から、関係法令等を遵守し、必要に応じて迅速かつ的確な対応を行うこととする。なお、本業務の具体的な内容及び実施方法の詳細については、別冊「飯盛霊園の維持管理に関する業務仕様書」に従うこと。

各業務名称
園内交通誘導警備
樹木管理、芝生管理、花壇管理、補植、清掃、草刈り等維持管理業務、 駐車場管理、施設管理業務（事業所、休憩所、トイレ等）
貯水槽清掃等業務
受水槽揚水ポンプ点検業務
浄化槽導入管管理業務
浄化槽維持管理業務
消防用設備等定期点検業務
簡易専用水道法定検査業務
電気設備保守業務
遊具の点検
枯れ供花の処分
事業系一般廃棄物の処分
産業廃棄物の処分
イノシシ柵の点検と補修

② 公園許可業務

ア 総則

指定管理者には、公園の運営に当たって、行為の許可、使用料の収受、公園の利用の禁止又は制限の権限が付与されるため、当該権限に係る業務を行うこと。

なお、12. 利用料金制度のとおり、公園の使用料については、飯盛霊園条例第 51 条第 1 項に定める利用料金制度を採用し、飯盛霊園条例第 37 条第 1 項において行為の制限として規定している行為の許可を受けた者が支払う公園の使用料を指定管理者自らの収入とする。

イ 制限行為の種類

飯盛霊園条例第 37 条第 1 項において行為の制限として規定している行為を行う場合は指定管理者の許可を要する。ただし、都市公園法第 5 条及び第 6 条の規定に関する許可については組合が行う。

また、指定管理者が飯盛霊園条例第 37 条第 1 項において行為の制限として規定している行為の主体となる場合、自身に対する行為の許可は不要とし、公園使用料については免除とする。

なお、10. 事業計画及び事業報告（1）事業計画のうち、自主事業の実施に関する計画に当該行為の内容の詳細を記載するとともに組合の承認を得ること。

※指定管理者は、都市公園法第 5 条及び第 6 条の規定に関する許可、行政財産の目的外使用許可、使用料の強制徴収、審査請求に対する裁決など、法令により組合が行うことができるものとされている権限にかかる業務を行うことはできない。

ウ 許可要領及び審査基準

指定管理者は公園における行為の許可に関して、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)、飯盛霊園条例(令和 8 年 3 月 26 日条例第 1 号)等の関係法令、条例等に基づき、組合と協議の上、許可要領及び審査基準を作成すること。許可要領及び審査基準の作成にあたっては以下の項目について規定すること。

- a 許可の要件（共通・目的別）
- b 標準処理期間
- c 利用料金の減免
- d 許可申請の受付及び申請が競合した場合の取り扱い
- e 不許可処分の手続き及び監督処分
- f 台帳の整理及び保存
- g その他行為の許可に必要な事項

(3) 附帯事業

指定管理者は、便益施設内において指定管理業務に支障のない範囲で、都市公園法第5条に定める公園施設の設置管理許可を受け、次に掲げる事業を必ず行うこと。(実施者は外部事業者への委託又は共同体での実施も可能。)

また、当該事業に必要な設備・備品等は指定管理者自らが用意・設置することとし、当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者が負うものとする。

なお、附帯事業とは収益力のある飲食・物品販売等を自らの責任において行うもので、指定管理者自らの収入を得ることはできるが、当該事業に指定管理料を充てることはできない。

便益施設の使用料については、収益事業に供する面積部分について、飯盛霊園条例(令和8年3月26日条例第1号)で定める下表の使用料を指定管理者が組合に納付すること。便益施設の営業日、休館日については指定管理者からの提案をもとに、組合と協議の上決定する。

【飯盛霊園条例別表第9(第45条関係)】

種別	単位	期間	使用料
公園施設を設ける場合	1平方メートル	1年	1,000円
公園施設を管理する場合	1平方メートル	1年	2,000円

※自動販売機を設置する場合は、この表に定める使用料にかかわらず、自動販売機1台1年につき、当該自動販売機の使用面積が1平方メートル未満のものにあつては12,220円、1平方メートル以上のものにあつては12,220円に0.1平方メートルを増すごとに1,223円を加算した額(以下これらの額を「基準額」という。)とする。ただし、管理者が適当と認めたときは、基準額を最低価格とし、公募により決定した額とすることができる。

① 飲食、物販等の便益サービスの提供業務

飲食、物販等の便益サービスの提供業務について、霊園利用者の利便増進を図るため、利用促進方策や利用者の利便性の向上につながるサービスについての取組を提案し、実施すること。特に、公園に求められる新たなニーズに対応した取組について積極的に実施すること。

② 供花販売業務

以下の物品を売店にて販売することとする。

ア 販売内容等

- a 品目 供花、線香、マッチ、ローソク等
- b 価格 下表の現在価格を参考に、組合と協議の上決定する。
- c 内容 現在の販売品目を参考に、組合と協議の上決定する。
- d 数量 常に需要数を確保する。
- e 場所 便益施設内
- f 日時 エ 販売時間のとおり

※なお、盆、彼岸等で、変更が必要な場合は、組合との協議のうえ決定する。

品目		種類	単位・価格
供花	色花	色花（4色）	1対 1,100円
		まち入り色花（盆用）	1対 1,500円
		松竹梅入り色花（年末年始用）	1対 1,800円
	さかき	さかき	1対 500円
		松竹梅入りさかき（年末年始用）	1対 1,000円
	しきみ	しきみ	1対 800円
線香		15本/1束	1束 30円
マッチ		1箱	1箱 20円
ローソク		1号	1本 10円

※盆及び年末年始用の供花は、それぞれの期間約1週間前から販売すること。

※供花の品質及び内容については、組合の求めに応じて見本を提示し、承認を得ること。

※特定期間において、組合より販売場所の指定があった場合はその指示に従うこと。

イ 売上代金及び必要経費

売店での販売により生ずる売上代金は、指定管理者に帰属するものとする。

ウ 供花売店の賃料

便益施設の使用料については、指定管理者が組合に納付する。

※花の種類については、提案可能。

※地元生産の花の仕入れや販売に関しての地元雇用に努めること。

エ 販売時間

販売時間は、組合と協議し決定すること。

a 特定時期を除いた販売時間

冬期（11月-2月）9：00～16：00

その他（3月-10月）8：00～16：00

b 特定時期

盆（8/13～8/16 及びその直前の土日から）6：00～18：00

c 特定時期

彼岸（春分、秋分の日及び原則として直近の土日、年末年始12月28日から1月3日）7：00～17：00

(4) 自主事業

指定管理者は、霊園の利用促進、地域振興、利便性の向上等を考慮した事業等をあらかじめ組合にその内容を提案し、承認を得た上で実施することができる。

また、自主事業の実施にあたり、指定管理者が飯盛霊園条例第 37 条第 1 項において行為の制限として規定している行為の主体となる場合、自身に対する行為の許可は不要とし、公園使用料については免除とする。

一方で、公園施設の設置管理許可が必要な自主事業の実施については、飯盛霊園条例（令和 8 年 3 月 26 日条例第 1 号）に基づく設置管理許可を組合から得るとともに、同条例で定める下表の使用料を指定管理者が組合に納付すること。

なお、10. 事業計画及び事業報告（1）事業計画のうち、自主事業の実施に関する計画に事業内容の詳細を記載するとともに、組合の承認を得ること。

自主事業の実施については任意ではあるが、公園の利用促進や利用者の利便性向上、周辺地域の活性化に繋がる自主事業については積極的に実施すること。

自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属するとともに、当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者が負うものとする。

【飯盛霊園条例別表第 9（第 45 条関係）】

種別	単位	期間	使用料
公園施設を設ける場合	1 平方メートル	1 年	1,000 円
公園施設を管理する場合	1 平方メートル	1 年	2,000 円

※自動販売機を設置する場合は、この表に定める使用料にかかわらず、自動販売機 1 台 1 年につき、当該自動販売機の使用面積が 1 平方メートル未満のものにあつては 12,220 円、1 平方メートル以上のものにあつては 12,220 円に 0.1 平方メートルを増すごとに 1,223 円を加算した額（以下これらの額を「基準額」という。）とする。ただし、管理者が適当と認めたときは、基準額を最低価格とし、公募により決定した額とすることができる。

10. 事業計画及び事業報告

(1) 事業計画

指定管理業務の初年度にあたっては令和9年2月末日までに、以降の事業年度にあたっては、毎事業年度（指定期間における最終の事業年度を除く。）の3月31日（その日が霊園の休日に当たるときは、その日前の霊園の休日でない日とする。）までに翌事業年度の指定管理業務に係る次に掲げる事項を記載した事業計画書に指定管理業務に関する収支予算書を添付して組合に提出し、その承認を得ること。

- ① 指定管理業務の実施体制に関すること。
- ② 指定管理業務の実施に関する計画、自主事業の実施に関する計画、附帯事業の実施に関する計画に関すること。
- ③ 利用者へのアンケート調査の実施方法、質問内容等の実施計画に関すること。
- ④ ①～③に掲げる事項のほか、組合が指定する事項

また、事業計画書及び収支予算書は、募集関係図書の記載内容に適合するものとする。

事業年度の途中において事業計画書及び収支予算書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする内容を示した書面を組合に提出して、その承認を得ること。

(2) 事業報告

本業務の実施にあたり、次に掲げる事項を日報として記録するとともに、毎月の業務終了後10日以内に前月の指定管理業務に係る報告事項を記載した月次事業報告書を組合に提出すること。また、毎事業年度終了後60日以内に、報告事項を記載した年次事業報告書に指定管理業務に係る収支決算書を添付して組合に提出すること。

加えて、事業年度終了後3か月以内に、適正な貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告並びにこれらの附属明細書を組合に提出すること。

- ① 指定管理業務の実施状況に関する事項
- ② 霊園の利用状況に関する事項
- ③ 自主事業の実施状況に関する事項
- ④ 附帯事業の実施状況に関する事項
- ⑤ 利用料金その他の収入の状況に関する事項
- ⑥ 指定管理業務の実施に要する経費の支出の状況に関する事項
- ⑦ ①～⑥に掲げる事項のほか、組合が指定する事項

11. 経理

会計処理にあたっては、指定管理業務、附帯事業及び自主事業を区分して経理すること。会計処理に関する取扱いを決めて、指定管理業務、附帯事業及び自主事業の出納状況が分かるように会計帳簿を作成し、適正な公金管理を行うこと。

12. 利用料金制度

公園においては、飯盛霊園条例第 51 条第 1 項に定める利用料金制度を採用し、飯盛霊園条例第 37 条第 1 項において行為の制限として規定している行為の許可を受けた者が支払う公園の使用料について、指定管理者自らの収入とする。

当該使用料の額は、飯盛霊園条例で規定する金額の範囲内で定めるものし、この場合において指定管理者は、あらかじめ使用料の額について、組合と協議し、組合の承認を受けること。(組合から承認を受けた使用料の額を変更するときも、同様とする。)

指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、管理者が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

また、指定管理者は、組合が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

なお、指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者(課税事業者)からの求めに応じて、適格請求書(インボイス)を交付し、その写しを保存すること。

【参考：飯盛霊園条例別表第 8 (第 45 条、第 51 条関係)】

種別	単位	期間	使用料
飯盛霊園条例第 37 条第 1 項第 1 号に掲げる行為をする場合	1 平方メートル	1 日	20 円
飯盛霊園条例第 37 条第 1 項第 2 号に掲げる行為をする場合(同号に掲げる行為の許可と併せて、同項第 1 号に掲げる行為の許可を受ける場合を含む。)	1 平方メートル	1 日	20 円
飯盛霊園条例第 37 条第 1 項第 3 号に掲げる行為をする場合(同号に掲げる行為の許可と併せて、同項第 1 号に掲げる行為の許可を受ける場合を含む。)	1 平方メートル	1 日	20 円
飯盛霊園条例第 37 条第 1 項第 4 号に掲げる行為をする場合	業として写真を撮影するとき	写真機 1 台につき	4,000 円
	業として映画を撮影するとき。	1 箇所	
上記以外の場合		管理者がその都度定める	

※営業でない場合及び会費、入場料その他これらに類する料金を徴収しない場合の使用料は、この表の金額の 100 分の 50 に相当する額とする。

※面積が 1 平方メートル未満であるとき、又は面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、これを 1 平方メートルとして計算するものとする。

※期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

13. 指定管理料

(1) 通則

組合は、霊園の管理運営に必要な経費を指定管理料として、組合が予算に定める範囲において支払う。

指定管理料の額は、事業年度ごとに、当該事業年度における指定管理業務（自主事業及び附帯事業を除く。）の実施に要する費用の額として当該事業年度の事業計画書に記載された金額を基本として別途締結する年度協定書において確定する額とする。

(2) 経費の精算

指定管理業務に関する経費のうち当該事業年度に使用されなかった額がある場合で、その原因が指定管理者の経営努力によるものでないことが明らかであるもの（以下「不用額」という。）があるときは、組合及び指定管理者間における協議、合意の上、組合は、指定管理者に当該不用額の返還を求めることができる。ただし、当該不用額が、指定管理者がその危険を負担する事由により発生したものである場合は、この限りでない。

(3) 物価スライド

① 改定方法

指定管理料は、物価変動に基づき下記③に示す価格指数が前回改定時（初回は提案時の価格指数）に比べて1.5%を超える変動が認められる場合に、以下の算式に基づき改定する。

$$\text{(算式)} \quad Y^{※1} = \alpha \times X$$

X: 前回改定時の指定管理料

Y: 改定増減額(指定管理料の増減額)

$$\alpha^{※2} : \text{改定率} = \text{改定時の指数}^{※3} / \text{前回改定時の指数}^{※4} - 1$$

※1 改定の計算の結果、円単位未満が生じる場合には、円単位未満を切り捨てするものとする。

※2 改定率 α は小数点第4位以下を切り捨てるものとし、 α の絶対値が15/1,000を超えない場合は、改定を行わない。

※3 改定時の指数とは、改定時点における過去12ヶ月の平均値とする。

※4 前回改定時の指数とは、前回改定時点における過去12ヶ月の平均値とする。なお、初回については、提案時点における過去12ヶ月の平均値とする。

② 改定の手続き

指定管理者は、毎年度9月末日までに、価格指数値の根拠となる資料を添付して翌年度の指定管理料を組合へ報告し、組合の確認を受けること。改定を行わない場合も同様とする。なお、改定の判断の基となる金額は、前回改定時の金額を用いること。

③ 改定に用いる価格指数

上記①で用いる物価変動の価格指数は、下表に示すとおりとする。なお、改定率の算定に用いる価格指数は、落札者決定後、基本協定締結までの間に落札者が提案することは可能とする。提案された価格指数について、妥当性や合理性について、組合と協議したうえで、組合が認めた場合は基本協定書に定めるものとする。

対象となる業務	使用する価格指数
指定管理業務	消費税を除く企業向けサービス価格指数 (日本銀行調査統計局) 類別:「その他諸サービス」

※価格指数は、毎年7月の確報値を用いるものとする。

(4) 月次指定管理料

指定管理料は、月ごとに支払うものとし、1月あたりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額は、確定した当該事業年度に係る指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該得た額に係る端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第3条の規定に従い、年度協定書で定める。

(5) 月次事業報告書の確認

指定管理者から月次事業報告書の提出があったときは、提出があった日から10日以内に、当該月次事業報告書に指摘事項があるか否かを確認し、その結果（指摘事項がある場合にあっては、その内容を含む。）を指定管理者に通知するものとする。なお、指摘事項がない場合には、口頭による通知で足りるものとする。

また、指定管理者は組合より、月次事業報告書に指摘事項がある旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から5日以内に、以下のいずれかの措置を講じるものとする。

- ① 指摘事項について組合に異議を申し立てること。
- ② 指摘事項を踏まえて補足、修正等をした月次事業報告書を組合に再提出すること。

(6) 指定管理料の支払

指定管理者は、月次事業報告書に指摘事項がない旨の通知を受けたときは、適法な請求書を組合に提出し、当該月次指定管理料の支払を請求すること。

なお、組合は指定管理者からの適法な請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請求に係る月次指定管理料を指定の口座に支払うこととする。

14. 公租公課

指定管理者は、法人（人格のない社団等で代表者の定めがあり、収益事業を行うものを含む。）の住民税、法人が行う事業に係る事業税、事業所税、新たに設置した償却資産に係る固定資産税、消費税及び地方消費税等の納税義務者となる可能性がある。

詳しくは、国税については税務署、府税については府税事務所、市税については四條畷市にそれぞれ問い合わせること。

15. リスク分担

組合と指定管理者の間におけるリスク分担については、次のとおりとする。

段階	No.	リスクの内容	負担者			備考
			組合	事業者	分担 (協議)	
共通	1	募集要項等の誤りによるもの	○			
	2	本事業に直接関係する条例、法令等の変更			○	
	3	消費税（地方消費税を含む税制）の変更			○	
	4	法人税・法人市民税率等の変更		○		
	5	組合が行う許認可取得の遅延によるもの	○			
	6	事業者が行う許認可取得等の遅延によるもの		○		
	7	組合に帰責事由がある第三者に与える損害	○			
	8	事業者に帰責事由がある第三者に与える損害		○		
	9	組合と事業者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由がある損害			○	
	10	本事業に必要な資金の確保		○		
	11	本事業にかかわる費用の物価及び金利の変動			○	
	12	組合の帰責による本事業の中止・延期	○			
	13	事業者の帰責による本事業の中止・延期（テナント等帰責を含む）		○		
	14	組合、事業者以外の帰責による本事業の中止・延期			○	
	15	事業者の事業放棄・破綻		○		
	16	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○	△		事業者が負担すべき金額を含め、保険の付保を原則とする。保険による担保を超える部分については組合の負担とする。 △事業者が設置した設備等の復旧は事業者とする。
	17	不可抗力による管理運営の中断			○	公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合、また広域避難場所としての災害対応のために業務の一部又は全部の停止を命じる場合がある。

事業開始前	18	組合の帰責による本事業の契約締結不可又は遅延	○			
	19	事業者の帰責による本事業の契約締結不可又は遅延		○		
	20	組合の帰責による設計、工事等の計画変更、遅延	○			
	21	事業者の帰責による設計、工事等の計画変更、遅延		○		
	22	組合の帰責による工事費の増減	○			
	23	事業者の帰責による工事費の増減		○		
事業開始後	24	組合の帰責による維持管理・運営費用の増減	○			
	25	事業者の帰責による維持管理・運営費用の増減		○		
	26	組合の帰責による業務内容の変更	○			
	27	霊園に係る大規模修繕	○			
	28	霊園に係る定期修繕		○		修繕費については、年額 250 万円以下で実施
	29	組合が設置した施設、機器等の不備に伴う修繕	○			使用収益が制限された場合の使用料減免について協議
	30	事業者の帰責による施設等の損傷		○		
	31	事業者が設置した施設、機器等の修繕		○		附帯事業及び自主事業に伴う、各種申請コストや施設、設備等の設置・撤去費、工事、監理、修繕等を含む
	32	本事業に係る収入の増減		○		
事業終了	33	原状回復に伴う費用		○		附帯事業及び自主事業に伴う原状回復を含む

※施設の欠陥に起因する事故等であっても、組合から指定管理者への注意喚起がなされていたにもかかわらず、安全管理を怠っていた場合は管理瑕疵となるため注意すること。

16. 指定の取り消し

組合は、基本協定書の定めに従い、地方自治法第244条の2第11項及び飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

また、指定管理者は指定管理者の指定が取り消された場合は、取消の日までの期間に係る月次事業報告書、事業報告書、その他必要な書類の一切を、速やかに組合に提出するものとする。

17. 協定の締結

組合と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結する。さらに、年度ごとの取り決めを行う、年度協定を別途締結するものとする。

18. その他留意事項

(1) 第三者への委託（再委託等）

指定管理者は、指定管理業務の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託してはならない。ただし、あらかじめ文書による組合の承諾を得て、指定管理業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託することができるものとする。この場合、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に再委託等をしてはならない。

また、第三者への委託を行う場合、組合の基準において入札参加停止中又は入札参加除外中の者を契約の相手方としてはならないため、第三者への委託を行う場合は、その相手方が入札参加停止中又は入札参加除外中でないことを確認すること。

加えて、第三者への委託を行う場合は、委託金額にかかわらず、その相手方から暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、組合へ提出すること。

なお、再委託等については、全て指定管理者の費用及び責任において行うものとし、再委託等をした指定管理業務に伴い再委託等の相手方について生じた事由については、指定管理者が組合に対し全ての責任を負うものとする。

(2) 鍵の保管・管理

鍵の保管・管理に万全を期すこと。

(3) 金品収受の禁止

名目の如何を問わず心付等第三者からの金品を収受しないこと。

(4) 暴力団の排除

指定管理者は、飯盛霊園組合暴力団等排除措置要綱を遵守し、暴力団及び暴力団員の排除について、必要な措置を講じること。

(5) 視察対応

組合が認める施設見学者への説明及び対応を行うこと。

(別紙1)「飯盛霊園組合広告掲載要綱」

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、飯盛霊園組合（以下「組合」という。）の資産を広告の媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 広告掲載は、組合の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する組合の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 組合のホームページ

イ 組合の広報印刷物

ウ 組合の財産

エ その他広告の媒体として活用できる組合の資産で管理者が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人の氏名広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他広告掲載に係る広告として不相当であると管理者が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に係る広告に関する基準は、別に定める。

(事務分掌)

第5条 広告掲載に関する事務は、総務課で行う。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告を掲載する位置等は、当該広告媒体ごとに、その資産としての目的を損なわない範囲で事務局長が定める。

(広告の募集方法等)

第7条 広告の募集方法及び選定方法並びに掲載料については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、管理者が定める。

(広告の申込み)

第8条 広告を広告媒体に掲載しようとする者は、広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿又は見本を添えて、管理者に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、第4条の規定に基づき掲載の可否を決定する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、広告掲載の決定後、管理者の指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第11条 管理者は、広告掲載料が管理者が指定する期日までに納付されなかったとき等広告掲載に対し何らかの支障があるときは、当該広告掲載を取り消すことができる。

(委託)

第12条 管理者は、広告掲載に関する事務の一部又は全部を広告代理店に委託することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

(別紙2)「飯盛霊園組合ウェブサイト広告掲載取扱要領」

(趣旨)

第1条 この要領は、飯盛霊園組合広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、飯盛霊園組合（以下「組合」という。）のウェブサイト（以下「ホームページ」という。）のバナー広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 要綱第4条に定める組合の取り扱う広告として不適当なものに該当する広告は、ホームページのバナー広告として掲載しないものとする。

(広告の掲載箇所等)

第3条 広告の掲載箇所は、ホームページの「トップページ」、「霊園（お墓）のページ」、「斎場（火葬）のページ」又は「葬儀（公営葬儀）のページ」の各ページにつき1箇所とし、各ページにおける掲載位置は、要綱第6条に基づき、事務局長が定めるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは、天地50ピクセル、左右120ピクセルとする。
- (2) 画像形式は、GIF形式、JPEG形式又はPNG形式とする。
- (3) 容量は、8KB以内とする。

2 広告のデザイン、色調等については、組合及びホームページの品位等を損なわないものとし、事前に協議するものとする。また、ホームページのコンテンツの一部であるかのように受け取られるおそれのある表現又は組合の事業であると錯誤を受けるおそれのある文言等は使用しないこととする。

3 広告の画像は静止画とし、リンク以外の機能（GIFアニメ、FLASH等）は使用しないこととする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、飯盛霊園組合ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により管理者に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、広告掲載の可否を決定する。

2 管理者は、前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、申込者へ飯盛霊園組合ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、次のとおりとする。

掲載場所	トップページ			霊園（お墓）のページ 斎場（火葬）のページ 葬儀（公営葬儀）のページ		
	1クール （3月間）	2クール （6月間）	4クール （12月間）	1クール （3月間）	2クール （6月間）	4クール （12月間）
掲載料金	30,000円	60,000円	120,000円	20,000円	40,000円	80,000円

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、要綱第10条により広告掲載開始日前の管理者が指定する日までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告データの作成等)

第10条 広告データは、管理者が指定する方法により広告主の責任及び負担で作成し、管理者が指定する期日までにフロッピーディスクにより管理者に提出しなければならない。

(広告の掲載期間等)

第11条 広告の掲載期間は、3か月を1クールとする。

2 広告は、管理者が指定する掲載開始日から掲載を開始し、掲載終了日をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中、組合の都合によりホームページを閉鎖した場合、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）に相当する期間を当該広告掲載期間に加算するものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 管理者は、広告主の広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイトの内容等が第2条の規定に該当すると判断したときは、当該広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告の掲載を広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告データの提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) その他、広告主又は広告内容が不相当と管理者が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告掲載後の広告掲載料は、返還しない。ただし、組合の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第15条 広告については、組合が推奨するものではなく、広告の内容等、掲載された広告に関しては、広告主が一切の責任を負う。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、ホームページのバナー広告の掲載に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成20年1月1日から施行する。